

C2-2025-

法 律

専門(多肢選択式)試験問題

注 意 事 項

1. 問題は**49題(48ページ)**あります。

問題は必須問題**31題**(No. 1 ~ No.31)と選択問題**18題**(No.32 ~ No.49)に分かれています。選択問題については**任意の9題**を解答し、必須問題と合計して**40題**を解答してください。

なお、選択問題については、**9題**を超えて解答しても超えた分については採点されません。

2. 答案用紙の解答欄のうち、「選択」の欄にはマークしないでください。

3. 解答時間は**3時間30分**です。

4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。

5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。

6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏名
	法 律		

指示があるまで中を開いてはいけません。

途中で退室する場合………本試験種目終了後の問題集の持ち帰りを

希望しない

【No. 1】 憲法第21条に関する次の記述のうち、判例に照らし、最も妥当なのはどれか。

1. 公務の中核を担う庁舎等において、政治的な対立がみられる論点について集会等が開催され、特定の政策等を訴える示威行為が行われると、あたかも市が特定の立場の者を利しているかのような外観が生じ、これにより外見上の政治的中立性に疑問が生じて行政に対する住民の信頼が損なわれ、ひいては公務の円滑な遂行が確保されなくなるという支障を生じさせないことを目的として、市長が庁舎等の一部である広場の使用を制限することが必要かつ合理的なものとして是認されるのは、人の生命、身体又は財産が侵害され、公共の安全が損なわれる危険を回避し防止することの必要性が集会の自由を保障することの重要性に優越している場合でなければならず、かつ、その危険性の程度としては、単に危険な事態を生ずる蓋然性があるというだけでは足りず、明らかに差し迫った危険の発生が具体的に予見されることが必要である。
2. 一定の表現活動をヘイトスピーチと定義した上で、これに該当するものを規制する条例について、当該ヘイトスピーチを抑止する必要性が高いこと等を考慮すると、当該条例の各規定の目的は合理的であり、制限の態様及び程度においても、事後的な拡散防止措置等の対象となるにとどまること等からすれば、当該各規定による表現の自由の制限は、合理的で必要やむを得ない限度にとどまり、当該各規定は、憲法第21条第1項に違反するものということはできない。
3. 集会・結社、表現の自由を規制する法令の規定について合憲限定解釈を許されるのは、その解釈により規制の対象となるものとそうでないものとが明確に区別され、かつ、合憲的に規制し得るもののみが規制の対象となることが明らかにされる場合でなければならず、また、一般国民の理解において、具体的場合に当該表現行為等が規制の対象となるかどうかの判断を可能ならしめるような基準を、その規定自体から読み取ることができる場合でなければならないというべきであるから、市の暴走族追放条例の規定をその文言どおりに適用すると、規制の対象が広範囲に及び、憲法第21条第1項との関係で問題があると解ざざるを得ない場合には、合憲限定解釈を行って当該条例の有効性を維持すべきではない。
4. 公立図書館の図書館職員である公務員が、閲覧に供されている図書を著作者の思想や信条を理由とするなど不公正な取扱いによって廃棄することは、当該著者が著作物によってその思想、意見等を公衆に伝達する利益を不当に損なうものであるところ、公立図書館において、その著作物が閲覧に供されている著者が有する当該利益は、憲法第21条の規定の趣旨、目的から、いわばその派生原理として当然に導かれるものであり、同条により保障されると解するのが相当である。
5. 公共の利害に関する事項について自由に批判、論評を行うことは、表現の自由の行使として尊重されるべきものであり、その対象が公務員の地位における行動である場合には、当該批判等により当該公務員の社会的評価が低下することがあっても、その目的が専ら公益を図るものであり、かつ、その論評自体が主要な点において真実であること又は相当であることの証明があったときは、人身攻撃に及ぶなど論評としての域を逸脱したものでない限り、名誉侵害の不法行為の違法性を欠く。

【No. 2】 学問の自由に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 学問の自由は、学問研究の自由、研究発表の自由、教授の自由等から成り、これを保障する憲法第23条は、大学が学術の中心として深く真理を探究することを本質とすることに鑑みて規定されたものであるから、同条の保障は専ら大学の教授や研究者を対象とするものであり、国民一般はその保障の対象ではない。
2. 明治憲法制定に当たってその範となつたプロイセン憲法では学問の自由が明文で保障されており、明治憲法もそれに倣い学問の自由を明文で保障していた。しかしながら、その保障は必ずしも十分なものではなく、滝川事件や天皇機関説事件など大学における学問の自由が侵害される事件が起こつた。
3. 大学における学問の自由を保障するため、伝統的に大学の自治が認められているところ、大学における学生の集会について大学の自治の保障が及ぶか否かの判断に当たつて、その集会の目的や性格を考慮することは、学内で行われる活動をその思想内容に着目して規制するものであり、憲法が大学の自治を保障した趣旨に反するから、許されない。
4. 教師の教授の自由については、憲法第23条が保障する学問の自由から導き出されるものであり、子どもの教育は、教師と子どもとの間の直接の人格的接触を通じ、その個性に応じて行われなければならないという本質的要請に照らすと、知識の伝達と能力の開発を主とする普通教育においても、大学教育における教授の自由と同程度の教授の自由が認められる。
5. 普通教育の場において使用される教科書は学術研究の結果の発表を目的とするものではなく、教科書検定は、記述された研究成果がいまだ学界において支持を得ていないとき、あるいは児童、生徒の教育として取り上げるにふさわしい内容と認められないときなど一定の検定基準に違反する場合に、教科書の形態における研究結果の発表を制限するにすぎないから、憲法第23条に違反しない。

【No. 3】 生存権に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 生活保護法による保護の基準中の老齢加算に係る部分を改正するに際し、最低限度の生活を維持する上で老齢であることに起因する特別な需要が存在するといえるか否か及び高齢者に係る改定後の生活扶助基準の内容が健康で文化的な生活水準を維持することができるものであるか否かを判断するに当たっては、厚生労働大臣の政策的な見地からの裁量権は認められない。
- イ. 憲法第25条第1項にいう「健康で文化的な最低限度の生活」の具体的な内容は固定的ではないが、理論的には特定の国における特定の時点においては客観的に決定し得ることから、厚生大臣(当時)の生活保護基準の設定行為は裁判的統制に服する羈束行為であり、当該保護基準が客観的に決定される生活水準を維持する程度の保護に欠ける場合には、生活保護法に違反すると同時に、実質的に憲法第25条にも違反する。
- ウ. 憲法第25条の規定の要請に応えて制定された法令において、受給者の範囲、支給要件等について何ら合理的理由のない不当な差別的取扱いをしているときは、憲法第14条違反の問題を生じることになるから、障害福祉年金受給者が児童扶養手当の受給資格認定の請求を行った場合に、児童扶養手当法の定める併給禁止規定に当たるとして当該請求を却下することは、障害福祉年金受給者とそうでない者との間で差別を生ずることになり、憲法第14条に違反する。
- エ. 憲法第25条第1項の規定は、全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るように国政を運営すべきことを国の責務として宣言したにとどまり、直接個々の国民に対して具体的な権利を賦与したものではなく、具体的な権利としては、憲法の規定の趣旨を実現するために制定された法律によって、初めて与えられる。
- オ. 社会保障上の施策における在留外国人の処遇については、国は、特別の条約の存しない限り、当該外国人の属する国との外交関係、変動する国際情勢、国内の政治・経済・社会的諸事情等に照らしながら、その政治的判断により決定することができ、限られた財源の下での福祉の給付を行うに当たり自国民を在留外国人より優先的に扱うことも許され、障害福祉年金の支給対象者から在留外国人を除外することは、立法府の裁量の範囲に属する事柄であって、憲法第25条に違反するものではない。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 4】 議院の権能に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

- 議院の内部組織に関する自律権として、憲法は役員選任権を規定しているが、議長以外の役員についてその範囲は明らかではないところ、国会法は、議長、副議長及び常任委員長のみを役員とすると規定している。
- 各議院は、その議員の資格に関する争訟を裁判することができるが、当該裁判において資格を有しないとされた議員は、さらに、資格回復のための司法上の救済を通常裁判所に求めることができる。
- 各議院が定める議院規則と国会法との優劣については、明治憲法が議院規則の形式的効力は憲法及び法律に劣るものであることを明記していたが、日本国憲法においても同様の規定が置かれている。
- 各議院は、院内の秩序を乱した議員を懲罰することができ、懲罰の種類には、公開議場における戒告、公開議場における陳謝、一定期間の登院停止及び除名があるが、除名は、議員の身分を剥奪するものであることから、出席議員の3分の2以上の多数による議決を必要とする。
- 各議院が権能として有している国政調査権は、憲法第41条において国会が国の唯一の立法機関であると規定されていることに基づき、憲法の他の条項によって各議院に与えられた諸権能とは異なる独立の権能であると一般に解されている。

【No. 5】 内閣に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 内閣総理大臣は国務大臣を任命する。国務大臣は文民でなければならず、また、その過半数は国会議員から選ばれなければならない。
- イ. 憲法第73条は、内閣の職務として、外交関係を処理することや条約を締結することを定めているところ、全権委任状及び大使・公使の信任状の認証は、天皇の国事行為である。
- ウ. 法律には、全て主任の国務大臣が署名し、内閣総理大臣が連署することを必要とするが、政令については、それぞれの事務を所掌する主任の国務大臣の署名があれば足りる。
- エ. 憲法第7条は、天皇の国事行為として、内閣の助言と承認により衆議院を解散することを定めている。また、内閣は、衆議院で内閣不信任決議案が可決され、又は内閣信任決議案が否決された後、10日以内に衆議院が解散されない場合は総辞職しなければならないが、内閣総理大臣が一時的に病気になった場合にも、内閣は総辞職しなければならない。
- オ. 国務大臣は、その在任中、内閣の同意がなければ訴追されない。ただし、これにより、訴追の権利は害されない。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 6】 憲法第89条に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 憲法第89条にいう「宗教上の組織若しくは団体」とは、特定の宗教の信仰、礼拝又は普及等の宗教的活動を行うことを本来の目的とする組織ないし団体のみならず、宗教と何らかの関わり合いのある行為を行っている組織ないし団体の全てを意味するものと解すべきであるとするのが判例である。
- イ. 国又は地方公共団体が国公有地を無償で宗教的施設の敷地としての用に供する行為は、一般的には憲法第89条との抵触が問題となるものではないが、当該土地が無償で当該施設の敷地としての用に供されるに至った経緯にかかわらず、当該無償提供の態様、これらに対する周辺住民の評価等から、公金支出行為等における国家と宗教との関わり合いが相当とされる限度を超えると解されるときに限り、同条が禁止する公の財産の利用提供に当たるとするのが判例である。
- ウ. 知事が、県の公金から、靖国神社の行う例大祭などに玉串料・献灯料を、県護国神社の行う慰霊大祭に供物料を奉納させていたことについて、靖国神社及び県護国神社は憲法第89条にいう宗教上の組織又は団体に当たることが明らかであり、当該玉串料等を奉納したことによってもたらされる県と当該神社等との関わり合いが我が国の社会的・文化的諸条件に照らし相当とされる限度を超えるものと解されるから、当該公金の支出は同条に違反するというのが判例である。
- エ. 憲法第89条に規定する公の支配に属しない慈善事業等への公金支出・財産供用の禁止を、私的な事業に不当な公権力の支配が及ぶことを防止するための規定と解する立場からは、一般に公の支配に属するの意味を国又は地方公共団体の一定の監督が及んでいることをもって足りるというように、緩やかに、かつ、広義に解するので、国が私立大学に対して補助金を支出することは、合憲と判断される。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. エ
5. イ、エ

【No. 7】 条例に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 憲法第29条第2項は、「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。」と規定しているところ、ため池の破損、決壊を招く原因となる行為を条例で禁止することは、条例が法律に準ずる法形式であることから、憲法に違反しない。
- イ. 条例は、地方公共団体の議会の議決を経て制定される自治立法であって、行政府の制定する命令等とは性質を異にし、国会の議決を経て制定される法律に類するものであるから、法律の委任により条例で刑罰を定める場合には、その委任は一般的・包括的な委任で足りる。
- ウ. 普通地方公共団体の制定する条例が国の法令に違反する場合には効力を有しないことは明らかであるが、条例が国の法令に違反するかどうかは、両者の対象事項と規定文言を対比するのみでなく、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較し、両者の間に矛盾抵触があるかどうかによってこれを決しなければならない。
- エ. 国の法令は、特段の定めのない限り、その規定によって全国的に一律に同一内容の規制を施す趣旨で制定されたと解すべきものであるから、国の法令と同一の目的で、国の法令よりも厳しい規制基準を定める条例の規定は、国の法令に違反する。

1. ア
2. ウ
3. エ
4. ア、ウ
5. イ、エ

【No. 8】 行政上の法律関係に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 地方公共団体が開設している村道については、村民は地方公共団体が村道を開設していることの反射的効果として村道を使用することができる利益を有するにすぎず、固有の権利を有するものではないから、村民の村道使用の利益の享受が第三者の行為によって妨害された場合であっても、村民はその第三者に対して妨害排除を請求することはできない。
- イ. 建築基準法等の法令の規定に適合しない建物の建築を目的とする公序良俗違反の請負契約に基づく本工事の施工が開始された後に施工された追加変更工事は、当該追加変更工事が区役所の是正指示や近隣住民からの苦情等を受けて別途合意の上施工され、その中には当該本工事の施工によって既に生じていた違法建築部分を是正する工事も含まれていたという事情の下では、当該追加変更工事の中に当該本工事で計画されていた違法建築部分につきその違法を是正することなくこれを一部変更する部分があるのであれば、その部分は別の評価を受けることになるが、そうでなければ、その施工の合意が公序良俗に反するものということはできない。
- ウ. 公水使用権は、公共用物である公水の上に存する権利であることに鑑み、その使用目的を満たすために必要な限度の流水を使用し得る権利にすぎないと解され、当該使用目的を満たすために必要な限度を超えて他人による流水の使用を排斥する権限を含むものではないというべきであるから、土地改良区は、河川法上の許可に基づいてかんがい目的で河川から水路に取水した水について、当該目的を満たすために必要な限度で排他的に使用する権利を有するが、直ちに第三者に対し当該水路への排水を禁止することはできない。
- エ. 国税滞納処分による差押えについては、民法第177条の適用があるものと解すべきであるが、国が国税滞納者に対する滞納処分として登記簿上滞納者名義の不動産を差し押された場合において、差押えの数年前に当該不動産の譲受人から移転登記の未経由にかかわらず当該不動産がその所有に属する旨の財産申告を受け、これを前提として財産税を徴収した事実があるときは、国は、当該不動産の登記と異なる物権変動の実質関係を承認して財産税を徴収しており、当該事実をもって登記の欠缺を主張することが信義に反すると認められることから、登記の欠缺につき正当の利益を有する第三者には当たらない。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、エ

【No. 9】 行政行為に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 児童福祉施設として設置された児童遊園から約130メートル離れた場所で個室付浴場業を営んだとして、風俗営業等取締法(当時)違反の事実で起訴された者が、当該児童福祉施設の設置認可処分の違法性を理由として無罪を主張することは、当該設置認可処分に係る取消訴訟の排他的管轄に抵触するため、認められない。
2. 冷凍倉庫を一般倉庫と誤って認定され固定資産税等を過大に賦課徴収されたとして、国家賠償請求訴訟を提起することは、その納付すべき当該年度の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に不服がある場合は固定資産評価審査委員会に対する審査申出及び同委員会による審査の決定に対する取消訴訟によってのみ争うことができるとした地方税法の規定の趣旨に反し、実質的にはこの制限を潜脱するものであるため、認められない。
3. 行政行為の不可争力は、その名宛人その他関係人が当該行政行為の効果を不服申立て・取消訴訟手続で争うことを遮断するものであり、法律関係の早期確定を目的としているから、争訟提起期間経過後は、処分庁が自らなした行政行為を見直してそれを取り消したり、撤回したりすることはできない。
4. 許認可等の法効果について法律で規定された事項以外の内容を付加したものを附款という。このうち、相手方に特定の義務を命ずる附款である「負担」については、その履行は当該行政行為の効力発生の条件ではないため、原則として、負担を付すためには法律上の根拠は不要であるし、当該行政行為をすることについて行政庁に裁量が認められない場合であっても負担を付すことができる。
5. 県農地委員会が、市農地委員会が定めた農地買収計画について農地の所有者が申し立てた異議の却下決定に対し、当該所有者の主張を認める訴願裁決をした場合、その裁決は県農地委員会が実質的には裁判を行っているものであり、他の一般行政処分とは異なるから、特別の規定がない限り、県農地委員会は自ら当該裁決を取り消すことはできない。

【No. 10】 行政上の義務履行確保に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. 行政代執行法第1条は、「行政上の義務の履行確保に関しては、別に法律で定めるものを除いては、この法律の定めるところによる。」と規定しており、ここにいう「法律」には条例は含まれないため、執行罰及び直接強制は法律を根拠規範としなければならず、条例を根拠規範とすることはできないと一般に解されている。
- イ. 行政庁が行政行為によって課した義務をそのまま実現するために強制することは、行政行為に当然に備わった効力の発動であり、義務を賦課する行政行為には法律の根拠が必要であるが、当該義務の履行をそのまま強制する行為には独立の法律の根拠は不要であり、行政行為の内容を行政権自らが、裁判所の強制執行手続によらずに実現することができる。
- ウ. 行政上の義務の懈怠に対して制裁を科すことを広く行政罰といい、行政上の秩序罰と行政刑罰の二つの種類がある。行政上の秩序罰と行政刑罰は、目的、要件及び実現の手段を異にしているものの、両者の区別は、実質的には必ずしも明確ではないことから、行政上の秩序罰と行政刑罰を併科することはできない。
- エ. 行政代執行は、履行期限を代執行令書によって通知した後に、代執行をなすべき時期等を定めて戒告を行い、なお義務が履行されない場合には、実力を行使するという手続で行われる。通知及び戒告は、義務賦課処分以上に新たな内容の義務を課すものではないが、代執行を適法に開始し、進行させるという法効果を持つ。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. エ
5. イ、エ

【No. 11】 個人情報の保護に関する法律(個人情報保護法)に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 個人情報保護法は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人が自己に関する情報をコントロールする権利を保護することが目的であると明文で規定した上で、国の行政機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等、地方独立行政法人及び個人情報取扱事業者による個人情報の取扱いを具体的に規律している。
- イ. 個人情報保護法において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの、又はその情報単体から特定の個人を識別することができる文字、番号、記号その他の符号が含まれるものうち、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められるものをいう。
- ウ. 個人情報保護法に基づき、行政機関の長等に対し、自己を本人とする個人が開示請求をすることができる個人情報とは、行政機関等の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関等の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関等が保有しているもののうち、行政文書に記録されているものをいう。
- エ. 個人情報保護法に基づき、行政機関等が保有する自己を本人とする個人情報について、その内容が事実でないと思料する者は、当該行政機関の長等に対し、まずは当該保有個人情報の開示を請求し、開示を受けた後で、当該保有個人情報の利用の停止若しくは消去又は第三者への提供の停止を請求することができる。

1. ウ
2. エ
3. ア、イ
4. ア、イ、ウ
5. イ、ウ、エ

【No. 12】 行政上の不服申立てに関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 行政不服審査法が規定する不服申立てには、審査請求、再調査の請求及び再審査請求があり、そのうち再調査の請求は、行政庁の処分につき処分庁以外の行政庁に対して審査請求をすることができる場合であって、法律に再調査の請求をすることができる旨の定めがあるときに限りすることができるが、審査請求とは異なり、審理員による審理手続も行政不服審査会等への諮問手続も行われない。審査請求又は再調査の請求は選択可能であり、いずれの請求を行った場合においても、その後他方の請求も行うことができる。
2. 行政不服審査法には、第三者機関である行政不服審査会等への諮問手続が導入されており、審査請求の審査庁は、審理員意見書の提出を受けたときは、原則として、国の場合は行政不服審査会に、地方公共団体の場合は執行機関の附属機関に諮問をし、裁決をすることとされているが、行政不服審査会等の答申については、審理員意見書と同様、当該審査庁を拘束する旨の規定は置かれていらない。
3. 地方公営企業の業務の執行は原則として管理者に委ねられているものと解され、その業務の執行に關し管理者が地方公共団体の代表権を有する場合には、当該地方公共団体の長はその代表権を有しないというべきであるが、当該地方公共団体の長は、当該管理者に対して所定の場合に必要な指示をすることができ、当該管理者に対する指揮監督権を有することから、当該管理者の上級行政庁に当たるため、当該管理者の不作為についての審査請求は、当該地方公共団体の長に対してすべきものである。
4. 国税徴収法第39条所定の第二次納税義務者は、主たる課税処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがあり、その取消しによってこれを回復すべき法律上の利益を有するので、主たる課税処分につき不服申立てをすることができ、当該不服申立てをする場合、不服申立期間の起算日は、本来の納税義務者に対する主たる課税処分の通知がされた日の翌日であると解するのが相当である。
5. 行政処分について不服申立てをする法律上の利益がある者については、行政処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解すべきであり、法律上保護された利益とは、行政法規が私人等権利主体の個人的利益を保護することを目的として行政権の行使に制約を課していることにより保障されている利益にとどまらず、行政法規が公益の実現を目的として行政権の行使に制約を課している結果たまたま一定の者が受けることとなる事実上の利益をも含むものである。

(参考) 国税徴収法

(無償又は著しい低額の譲受人等の第二次納税義務)

第39条 滞納者の国税につき滞納処分の執行(略)をしてもなおその徴収すべき額に不足すると認められる場合において、その不足すると認められることが、当該国税の法定納期限の一年前の日

以後に、滞納者がその財産につき行つた政令で定める無償又は著しく低い額の対価による譲渡(略)、債務の免除その他第三者に利益を与える処分に基因すると認められるときは、これらの処分により権利を取得し、又は義務を免れた者は、これらの処分により受けた利益が現に存する限度(略)において、その滞納に係る国税の第二次納税義務を負う。

【No. 13】 行政事件と司法審査の対象について判断した判例に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 国家試験における合格、不合格の判定は、学問又は技術上の知識、能力、意見等の優劣、当否の判断を内容とする行為であり、その試験実施機関の最終判断に委ねられるべきであって、その判断の当否を審査し具体的に法令を適用して、その争いを解決調整できるものではない。
- イ. 大学における単位授与(認定)行為は、他にそれが一般市民法秩序と直接の関係を有するものであることを肯認するに足りる特段の事情のない限り、純然たる大学内部の問題として大学の自主的、自律的な判断に委ねられるべきものである。
- ウ. 地方公共団体の情報公開条例に基づく公文書開示決定を不服として国がその取消しを求める訴えは、当該公文書の公開をめぐって、当該地方公共団体の長の当該条例に基づく行政権限の行使と、国の行政遂行上の秘密保持ないし行政権限の行使とが抵触したことによって生じた紛争であるから、行政組織内部において処理し、解決されるべき性質のものである。
- エ. 国又は地方公共団体が専ら行政権の主体として国民に対して行政上の義務の履行を求める訴訟は、法規の適用の適正ないし一般公益の保護を目的とするものであって、自己の権利利益の保護救済を目的とするものということはできない。
- オ. 普通地方公共団体の議会は自律的な法規範を持つ団体である上、議会が議決により議員に対して科する出席停止の懲罰は、議員の権利行使を一時的に制限するものにすぎないから、その適否は議会の内部的規律の問題としてその自治的措置に任せるのが相当である。

1. ア、ウ
2. イ、ウ
3. イ、オ
4. ア、イ、エ
5. ウ、エ、オ

【No. 14】 処分性に関するア～エの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 普通地方公共団体が営む水道事業に係る条例は、特定の者に対してのみ適用されるものではなく、条例の制定行為をもって行政庁が法の執行として行う処分と同視することはできないものの、その制定によって、その後にされる個別的行政処分を要せず、その内容が給水契約の内容となって水道需要者は契約上の義務を課されることになるから、当該条例の制定行為には処分性が認められる。
- イ. 市町村の施行に係る土地区画整理事業の事業計画の決定は、施行地区内の宅地所有者等の法的地位に変動をもたらすものであって、抗告訴訟の対象とするに足りる法的効果を有するものということができ、実効的な権利救済を図る観点から見ても、これを対象とした抗告訴訟の提起を認めることが合理的であることから、当該決定には処分性が認められる。
- ウ. 医療法の規定に基づく病院開設中止の勧告は、当該勧告を受けた者に対し、これに従わない場合には、相当程度の確実さをもって、病院を開設しても保険医療機関の指定を受けることができなくなるという結果をもたらすが、保険医療機関の指定拒否処分の効力は後に抗告訴訟によって争うことが可能であるから、当該勧告には処分性は認められない。
- エ. 旧関税定率法に基づき、輸入に際してなされる輸入禁制品に該当する旨の通知は、輸入申告に係る貨物が輸入禁制品に該当すると認めるのに相当の理由があるとする旨の税関長の判断の結果であり、かつ、これを輸入申告者に知らせ当該貨物についての輸入申告者自身の自主的な善処を期待してされるところのいわゆる観念の通知であることから、当該通知には処分性は認められない。

1. イ
2. ウ
3. ア、ウ
4. ア、エ
5. イ、エ

【No. 15】 取消訴訟の審理に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 処分の取消訴訟と、当該処分に対する審査請求を棄却した裁決の取消訴訟を提起することができる場合は、裁決の取消訴訟において原処分の違法を争うことができる。
2. 処分の取消訴訟と、当該処分に対する審査請求を棄却した裁決の取消訴訟を提起することができる場合に、裁決の取消訴訟を提起したときは、原処分の取消訴訟を併合提起することができ、その提起をした場合における出訴期間の遵守については、原処分の取消訴訟は、裁決の取消訴訟を提起した時に提起されたものとみなされる。
3. 取消訴訟においては、裁判所は、必要があると認めるときは、職権で証拠調べをすることができ、また、当事者が主張しない事実を職権で認定することができる。
4. 同一人が所有し、同一の敷地で一つのホテルを構成する複数の建物に係る固定資産課税台帳の登録価格について、審査の申出を棄却した固定資産評価審査委員会の決定のうち、所有者が各建物の適正な時価と主張する価格を超える部分の取消しを求める各請求は、その基礎となる社会的事実は一体として捉えることができても、固定資産の評価は個々の固定資産ごとに判断されるべきものであるから、互いに行政事件訴訟法所定の関連請求には当たらない。
5. 原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟においては、当該原子炉施設の安全審査に関する資料を全て被告行政庁の側が保持している実態はあるが、被告行政庁の側において、先んじて、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを主張、立証する必要はない。

【No. 16】 国家賠償法に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 国家賠償法第1条第1項は代位責任の性質を有することからすると、同条第2項に基づく求償権は実質的には不当利得的な性格を有するものと考えられるから、国又は公共団体の公権力の行使に当たる複数の公務員が、その職務を行うについて、共同して故意によって違法に他人に加えた損害につき、国又は公共団体がこれを賠償した場合においては、当該公務員らは、国又は公共団体に対し、それぞれの職責及び関与の態様等に応じた割合で求償債務を負う。
- イ. 国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的な事情の下において、その権限を行使するか否かについての当該公務員の裁量権が収縮・後退し、当該公務員にその権限を行使する義務があると認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国家賠償法第1条第1項の適用上違法となる。
- ウ. 学校の教師は学校における教育活動により生ずるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っているのであるから、公立学校の正課の授業において、教師が危険を伴う技術を指導するに当たり、事故の発生を防止するために十分な措置を講じるべき注意義務を尽くさず、その結果、生徒に損害が生じたときは、国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任が成立する。
- エ. 公の营造物の管理者による管理・運営上の作為又は不作為の結果としてその利用がある態様の下に継続され、これにより营造物の利用者又は第三者にとって危険な状態が生じている場合であっても、それが当該营造物の物的施設そのものについて生じたものといえないときは、当該作為又は不作為は、国家賠償法第1条第1項に定められた公権力の行使に当たる公務員の職務行為に該当する。
- オ. 都道府県警察の警察官が警察の責務の範囲に属する交通犯罪の捜査を行うことは、検察官が自ら行う犯罪の捜査の補助に係るものであるときのような例外的な場合を除いて、当該都道府県の公権力の行使にほかならないものとみるべきであるから、当該警察官が交通犯罪の捜査を行うにつき故意又は過失によって違法に他人に損害を加えた場合は、原則として、当該都道府県が国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償責任を負う。

1. ア、エ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. ウ、オ

【No. 17】 土地収用法に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 土地収用法は、収用の前後を通じて被収用者の財産価値を等しくならしめる補償がされるべきであるという考えに基づき、収用する土地に対する補償金の額については、収用委員会の裁決の時点を基準として、近傍類地の取引価格等を考慮した相当な価格となるよう算定することとしている。
- イ. 土地収用法は、公共の利益となる事業のため実際に収用又は使用される土地について補償することを原則とするものであるから、同一の所有者によって一体として利用されている一まとめの土地の一部が収用又は使用されたため、残った土地の価値が減少したとしても、そのような損失は同法に基づく補償の対象外である。
- ウ. 土地収用法は、損失の補償が行われる時期について、事前補償又は同時補償を原則としており、起業者に対し、裁決において定められた権利取得の時期又は明渡しの期限までに補償金の払渡し等をすることを義務付けているが、耕地の造成や工事の代行により補償する場合などに例外的に事後補償を認めている。
- エ. 土地収用法に基づく収用委員会の裁決のうち損失の補償について不服がある土地所有者は、裁決書の正本の送達を受けた日から 6 か月以内に、起業者を被告として訴えを提起しなければならない。
- オ. 土地収用法は、土地の収用又は使用によって生活の基礎を失うこととなる者が、生活再建のための新たな土地・建物の取得、職業の紹介・訓練等のあっせんを起業者に申し出たときは、起業者が当該申出に係る措置を講じる法的義務を規定している。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、エ
4. ウ、エ
5. ウ、オ

【No. 18】 国の行政機関に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 内閣法は、内閣官房のほか、内閣に、必要な機関を置き、内閣の事務を助けさせることができると定めている。内閣の職務遂行を補助する機関には、ほかに内閣府、内閣法制局、内閣人事局、デジタル庁、こども家庭庁等があり、復興庁や国家安全保障会議は含まれない。
- イ. 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、特命担当大臣を置くことができる。特命担当大臣が置かれたときは、各省大臣は、分担管理する行政事務に係る各省の任務に関連する当該重要政策について、総合調整に関する事務を行うことはできない。
- ウ. 内閣総理大臣によって任命される内閣の構成員たる国務大臣は、各行政機関の長として行政事務を分担管理する行政大臣としての地位を兼ねるのが原則であるが、各行政機関の長でなくいずれの行政機関にも属さない国務大臣を置くことも認められている。
- エ. 国の行政機関として置かれる委員会及び庁は、省に、その外局として置かれるものであり、統計委員会等がある。また、重要事項に関する調査審議等学識経験を有する者等の議論により処理することが適当な事務をつかさどらせるため、国の行政機関に置かれる合議制の機関には、原子力規制委員会等がある。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. ア、エ
5. ウ、エ

【No. 19】 国家公務員法に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 国家公務員法は、一般職の職員に対し、本人の意向に反して降任、免職がされることはないという身分保障を与えていた。そのため、公務の能率性を確保するなどの観点から、分限処分として降任又は免職がされるときは、職務上の義務違反や非行などを理由とする制裁ではないため、同法は、原則として本人の同意を得ることとしている。
- イ. 人事院は、国家公務員法の定めるところにより、一般職の職員から俸給、給料その他あらゆる勤務条件に関する適切な行政上の措置を行うよう求められ、事案を判定した結果、一定の措置が必要であると認めたときは、自らの権限に属する事項については、自らこれを行い、その他の事項については、当該事項につき権限を有する機関に対して必要な勧告をしなければならない。
- ウ. 国家公務員法上、一般職の職員は、その意に反する不利益な処分について、人事院に対してのみ審査請求をすることができるが、当該審査請求に対する人事院の裁決を経た後でなくとも、当該処分の取消しの訴えを裁判所に提起することができるのが原則である。
- エ. 一般職の職員も、一人の国民として、政治活動の自由を憲法上保障されているが、行政の中立的運営を確保し、国民の信頼を維持するため、国家公務員法により、一定の政治的行為が禁止されており、これに違反した者は、同法に基づき、懲戒処分を受ける可能性があるほか、一定の刑罰を科され得る。

1. イ
2. ア、ウ
3. イ、エ
4. ア、ウ、エ
5. イ、ウ、エ

【No. 20】 民法上の条件と期限に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

- 停止条件付法律行為は、停止条件が成就しない間はその効力を生じないため、停止条件が成就しない間における条件付き権利は、処分することができず、また、相続の対象となるない。
- 停止条件の成否が債権者又は債務者の意思のみに係る法律行為は、無効なものとして扱われる。
- 期限の定めのない債権は、債務者が債権者から履行の請求を受けた時から遅滞に陥り、かつ、消滅時効が進行する。
- 債務者の財産が差し押さえられた場合に債務者は期限の利益を喪失するという民法上の規定は存在しないため、そのような場合に期限の利益が喪失するという特約を債権者と債務者との間で設けたとしても、その特約は無効である。
- 不能な解除条件を付した法律行為は無条件である。また、法律行為の時に条件が既に成就していた場合において、その条件が解除条件であるときは、その法律行為は無効である。

【No. 21】 民法第 110 条は、「代理人がその権限外の行為をした場合において、第三者が代理人の権限があると信すべき正当な理由があるとき」に表見代理の成立を認めている。これに関する次の記述のうち、判例に照らし、最も妥当なのはどれか。

- A から印鑑証明交付の申請の権限を与えられた B が、印鑑証明を悪用して A が所有する不動産に C のために抵当権を設定した場合、民法第 110 条の表見代理が成立し得る。
- 民法第 110 条の「正当な理由がある」とは、第三者が善意であることを意味し、同条が適用されるために、第三者が無過失であることまでは必要とされない。
- A から A 所有の不動産を特定の施設に贈与するための所有権移転登記申請の権限を与えられた B が、実印等を悪用して、当該施設とは異なる施設 C に当該不動産を売却した場合、民法第 110 条の表見代理が成立し得る。
- A から契約の勧誘行為をするよう依頼を受けた B が、勧誘行為にとどまらず、A に無断で C と当該契約を締結した場合、民法第 110 条の表見代理が成立し得る。
- 民法第 110 条の「第三者」には、無権代理人と直接取引した相手方だけではなく、その取引の相手方からの転得者も含まれる。

【No. 22】 消滅時効に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. 人の生命又は身体を害する不法行為による損害賠償請求権が確定判決によって確定した場合、その消滅時効期間は 5 年である。
- イ. 催告によって時効の完成が猶予されている間に、当事者間で権利についての協議を行う旨の合意が書面でされ、その合意において協議を行う期間を定めていない場合は、その合意があつた時から 1 年を経過するまでの間は、時効は完成しない。
- ウ. 被保佐人である債務者が、時効期間が経過する前に、保佐人の同意を得ずに単独でその債務を承認した場合、その消滅時効は更新されない。
- エ. 先順位抵当権の被担保債権が時効により消滅することで、後順位抵当権者の抵当権の順位が上昇して配当額が増加する場合でも、当該後順位抵当権者は、先順位抵当権の被担保債権の消滅時効を援用することができない。
- オ. 債務者が、自己の負担する債務について消滅時効が完成した後に、債権者に対してその債務を分割して支払う旨を申し入れた場合には、その時点で債務者が時効完成の事実を知らなかつたときでも、以後、その債務について、その完成した消滅時効の援用をすることは許されない。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 23】 所有権に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. Aは、甲土地を所有するBから、甲土地に建物を建築する工事を請け負った。Aは、自己の材料で建築工事を行ったが、体調が悪化したため建前のまま工事を中止し、Bとの合意に基づき請負契約を解除した。Bは当該建物の建築続行のため新たにCと請負契約を結び、Cが自己の材料で当該建物を完成させた。この場合、Aが当該建物の所有権を取得するかどうかは、動産の付合について規定する民法第243条に基づいて決定すべきである。
2. Aは、甲土地を所有するBから、甲土地に建物を建築する工事を請け負った。Aは、自己の材料で建築工事を行ったが、体調が悪化したため建前のまま工事を中止し、Bとの合意に基づき請負契約を解除した。Bは当該建物の建築続行のため新たにCと請負契約を結び、Cが自己の材料で当該建物を完成させた。この場合、Cが提供した材料の価格が、Cが工事を行う前の建前の価格を超えているときに限り、Cが当該建物の所有権を取得する。
3. Aは、自らが所有する2階建ての建物をBに賃貸し、Bは、Aの承諾を得た上で、自己の負担により3階を増築した。3階には、本体の建物内にある梯子段を利用しなければ出入りすることができない。この場合、当該3階部分については、本体の建物の構造の一部を成すもので、それ自体では取引上の独立性を有しないため、Aが所有権を取得する。
4. Aは、自らが所有する2階建ての建物をBに賃貸し、Bは、Aの承諾を得た上で、自己の負担により3階を増築した。3階には、本体の建物内にある梯子段を利用しなければ出入りすることができない。この場合、当該3階部分については、Bが費用を負担している以上、Bが所有権を取得する。
5. AとBは、共同で所有する土地を甲土地と乙土地に分筆し、甲土地をA、乙土地をBがそれぞれ所有することとした。その結果、乙土地は、甲土地とCが所有する丙土地に囲まれ、公道に通じない土地となった。この場合、Bは甲土地だけでなく、丙土地も使って公道に出入りすることができる。

【No. 24】 先取特権に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. 一般の先取特権と特別の先取特権とが競合する場合には、特別の先取特権は一般の先取特権に優先する。ただし、一般の先取特権であっても、共益の費用の先取特権については、その利益を受けた全ての債権者に対して優先する効力を有する。
- イ. 動産の売主は、その動産が買主から第三者に転売され、現実の引渡し又は占有改定による引渡しがされたときは、当該動産について、動産売買の先取特権を行使することはできない。
- ウ. 雇用関係の先取特権は、不動産を目的とするとき、当該不動産についてその登記をしなくても、当該不動産について登記をした抵当権者に対抗することができる。
- エ. 先取特権と動産質権とが競合する場合には、先取特権が動産質権に優先するため、動産売買の先取特権の目的物に質権が設定されたときは、当該動産売買の先取特権が当該質権に優先する。
- オ. 不動産売買の先取特権は、売買契約と同時に、不動産の代価又はその利息の弁済がされていない旨を登記した場合には、その前に登記された抵当権に先立って行使することができる。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 25】 AがBに対して負う債務につき、Cが免責的債務引受をした場合に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 免責的債務引受の契約は、A・B・Cの三面契約によってすることはできるが、B・C間の契約によってすることはできない。
2. 引受人であるCの負う債務は原債務者であるAが負っていた債務と性質の異なる債務であるため、引受けの効力が生じた時点でAがBに対して主張し得た抗弁をもって、CはBに対抗することができない。
3. Aの債務が生じた契約関係に基づき、AがBに対して取消権を有するとしても、取消権を行使するか否かはAの意思に委ねられているため、Aが取消権を行使しない場合、Cは、取消権行使によってAが免れるべき限度であっても、Bに対して債務の履行を拒絶することはできない。
4. 免責的債務引受の引受人であるCがBに弁済したとしても、併存的債務引受とは異なり、原則としてAに対して求償をすることはできないが、AとCとの間で、別途、債務引受の対価を支払う合意をすることは妨げられない。
5. 免責的債務引受は、債務の同一性を維持したまま債務が引受人に移転するのであるから、AがBに対して負う債務のためにDが物上保証をしていた場合、Dの承諾を得ることなく、Bの単独の意思表示で、Cが負う債務のためにその担保権を移転することができる。

【No. 26】 Aは、Bに、80万円の借入金債務 α とその利息 12万円の債務 α_1 、60万円の借入金債務 β とその利息 9万円の債務 β_1 を負っている。弁済の充当の順序について合意がない場合に、AがBに 50万円を支払うとき、充当の方法として最も妥当なのはどれか。なお、 α 及び α_1 の弁済期が先に到来し、支払の時点では、 β 及び β_1 の弁済期も既に到来していた。

1. Aが、支払の時に、 α に充当するよう指定したときは、全て α に充当される。
2. Aが、支払の時に、 α に充当するよう指定していたとしても、 α_1 及び β_1 に充当された後、残りは α に充当される。
3. A及びBが、充当すべき債務を指定しないときは、まず α_1 に充当され、残りは α に充当される。
4. A及びBが、充当すべき債務を指定しないときは、債務の額に応じて、 α 及び β に按分して充当される。
5. A及びBが、充当すべき債務を指定しないときは、債務の額に応じて、 $\alpha \cdot \alpha_1 \cdot \beta \cdot \beta_1$ に按分して充当される。

【No. 27】 民法上の定型約款に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 定型約款は、事業者が不特定多数の顧客を相手方として行う定型取引において用いられるものであり、民法上の定型約款の規定は、事業者と消費者との間の取引にのみ適用され、事業者間での取引には適用されない。
2. 契約当事者間で定型約款を契約内容とする旨の合意があったとしても、民法上の契約は当事者の意思を重視するため、定型約款を示された相手方が定型約款の個別条項について認識していない場合には、当該条項については合意をしなかったものと推定される。
3. 定型約款の条項のうち、定型約款を示された相手方の権利を制限し、又は相手方の義務を加重する条項であって、信義則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるものが含まれている場合には、その相手方は契約を取り消すことができる。
4. 定型取引を行おうとする定型約款準備者は、相手方からの請求の有無にかかわらず、定型取引合意の前に相当な方法でその定型約款の内容を示すことを要し、これをしなかった場合には、定型約款はその効力を生じない。
5. 定型約款準備者は、定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、合理的なものであるときは、個別に相手方と合意をしなくとも、効力発生時期を定め、かつ、所定の事項を適切な方法によって周知して、契約内容を変更することができる。

【No. 28】 賃貸借に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 賃借人が適法に賃借権を譲り渡し、賃借人の地位の変更があったときは、敷金に関する権利義務は、原則として新賃借人に承継されない。他方、対抗力ある賃借権が設定された賃貸不動産の譲渡により賃貸人の地位が移転した場合は、敷金の返還に係る債務は当然に新賃貸人に承継される。
2. Aが、賃貸する権原がないことを知りながら、他人であるCの所有物をBに賃貸した場合、悪意のBがAに賃料を支払済みであるときは、Cは、Aに対して不当利得の返還請求をすることができるが、Bに対して不当利得の返還請求をすることができない。
3. 所有権以外の財産権として、地上権や地役権は取得時効の客体となるが、継続的給付を目的とする債権である賃借権は取得時効の客体となり得ない。
4. 賃借物の一部が滅失し、使用収益することができなくなった場合において、それが賃借人の責めに帰することができない事由によるものであるときは、賃借人は、賃料の減額を請求することができ、賃借人の権利行使により減額の効果が生じる。
5. Aが自己所有の不動産甲をBに賃貸している場合において、Bが適法に甲をCに転貸したときは、Cは、AとBとの間の賃貸借に基づくBの債務の範囲を限度として、Aに対して転貸借に基づく債務を直接履行する義務を負い、甲についてBの負担に属する必要費を支出したときは、Aに対してその償還を請求することができる。

【No. 29】 民法第719条が規定する「共同不法行為」に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. 民法第719条第1項前段は、複数主体の間に関連共同性がある場合に共同不法行為が成立する旨を規定しているが、ここでいう「共同」とは、行為が客観的にみて一体性を有するだけでは足りず、通謀その他の「主観的関連共同性」が必要である。
2. AとBが共同不法行為をした場合、被害者CがAに対して賠償請求をしたとしても、その履行の請求の効力はBには及ばず、CのBに対する損害賠償請求権の消滅時効について、完成猶予や更新の効力は生じない。
3. AとBの過失が競合して交通事故が発生し、Cが損害を受け、3600万円相当の損害が生じた場合、AとBとCの過失割合が、1：4：1であると確定しているときは、Cは、Aに対して1800万円を限度に、Bに対して2880万円を限度に、それぞれ賠償請求することができる。
4. AとBが共同不法行為をした結果、Cに1000万円相当の損害が生じた場合において、その不法行為に対するAとBの寄与の割合が6：4と認定されたときは、原則として、Aは600万円、Bは400万円の分割債務を負う。
5. Aが不法行為を行うに当たり、BがAを教唆した場合、それは、AとBが共同で不法行為をするものとは質的に異なるため、Bは、共同行為者とみなされることはなく、単独で不法行為責任を問われる可能性があるにとどまる。

【No. 30】 民法第826条が規定する親権者の利益相反行為に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. Bの親権者であるAは、Bの養育費を確保するため、A自身が金銭を借り受けるに当たり、債務の担保として、Bが所有する土地に抵当権を設定した。この場合、Aの抵当権設定行為は、利益相反行為に当たらない。
- イ. Bの親権者であるAは、Bの叔父であるCの債務の担保として、Bが所有する土地に抵当権を設定した。この場合、Aの抵当権設定行為は、利益相反行為に当たらない。
- ウ. Bの親権者であるAは、特別代理人を選任せずに利益相反行為を行った。この場合、Aの当該利益相反行為は無効となり、Bは、成年に達したとしても、これを追認することはできない。
- エ. Bの親権者であるAは、Bの叔父であるCの債務について、A及びBを連帯保証人とした上で、さらに、A及びBが共有する土地に抵当権を設定した。この場合、Aのこれらの行為は、利益相反行為に当たらない。
- オ. Bの親権者であるAは、Bを主債務者として銀行から融資を受け、A自身を連帯保証人とした。この場合、Aのこれらの行為は、利益相反行為に当たらない。
1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 31】 遺言に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 自筆証書によって遺言をするには、遺言者が、その全文、日付及び氏名を自書し、これに印を押さなければならず、自筆証書に添付する相続財産の目録についても、自書することが必要である。
- イ. 遺言執行者は、遺言の内容を実現するため、相続財産の管理その他遺言の執行に必要な一切の行為をする権利義務を有する。また、遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は、遺言執行者のみが行うことができる。
- ウ. 遺言執行者がある場合には、相続人は、相続財産の処分その他遺言の執行を妨げるべき行為をすることができず、これに違反してした行為は無効となるが、当該無効を遺言執行者の存在につき善意の第三者に対抗することができない。
- エ. 遺言執行者がある場合において、遺産の分割の方法の指定として遺産に属する特定の財産を共同相続人の一人又は数人に承継させる旨の遺言があったときは、民法が規定する共同相続における権利の承継の対抗要件を備えるために必要な行為は、遺言執行者のみが行うことができ、受益相続人が単独で行うことはできない。
1. ア、イ
2. ア、ウ
3. ア、エ
4. イ、ウ
5. ウ、エ

これ以下は**選択問題**です。

No. 32～No. 49 の 18 題から**任意の 9 題**を選択して解答してください。

解答は、問題番号に該当する答案用紙の番号欄に記入してください。

【No. 32】 株式会社の設立に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 株式会社は、設立時役員等が選任され、会社としての実体が形成された時点で成立するが、発起人は、会社成立後においても、錯誤、詐欺又は強迫を理由として設立時発行株式の引受けの取消しをすることができる。
- イ. 発起人が引き受けた設立時発行株式について出資に係る払込みを仮装した場合、当該発起人から当該設立時発行株式を譲り受けた者は、悪意又は重過失でない限り、仮装された出資額の支払がされていなくとも、設立時株主の権利を行使することができる。
- ウ. 発起設立において、発起人が出資の履行の完了後に設立時取締役を選任する場合、この選任は、単元株式数を定款で定めているときなどを除き、出資の履行を完了した設立時発行株式の数を基準とした発起人の議決権の過半数をもって決定する。
- エ. 会社成立時の現物出資財産の価額が定款に記載された価額に著しく不足することになった場合、裁判所が選任した検査役の調査を経ていれば、当該現物出資をした発起人は、当該不足額を当該会社に支払う義務を免れる。
- オ. 設立無効の訴えは、会社債権者も提起することができ、この訴えに係る請求を認容する判決が確定したときは、当該会社の設立は、設立時に遡ってその効力を失う。

1. ア、ウ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

【No. 33】 新株予約権に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 新株予約権には行使条件を付けることができるが、株主平等の原則から、株主間で異なる行使条件を付けることは許されない。また、上場会社は取締役等にインセンティブ報酬として新株予約権を交付することができるが、当該新株予約権の行使に際して、金銭の払込み又は金銭以外の財産の給付を要しないこととすることは許されない。
2. 新株予約権者は、株式会社の承諾を得ていなくても、募集新株予約権と引換えに行う金銭の払込みに代えて、払込金額に相当する金銭以外の財産を給付し、又は当該株式会社に対する債権をもって相殺することができる。
3. 譲渡制限新株予約権を取得した新株予約権取得者は、株式会社に対し、当該譲渡制限新株予約権を取得したことについて承認をするか否かの決定をすることを請求することができるが、当該株式会社が当該承認をしない旨の決定をしたときは、当該株式会社又は当該株式会社の指定する者が当該譲渡制限新株予約権を買い取ることを請求することができる。
4. 募集新株予約権の割当てを受けた者は、募集株式の場合と同様、原則として、払込期日までにその払込金額の全額を払い込まなければならず、その払込金額の全額の払込みをした日に当該募集新株予約権の新株予約権者となる。
5. 新株予約権付社債を有する者は、当該新株予約権付社債に付された新株予約権のみを譲渡し又は当該新株予約権付社債に付された新株予約権のみに質権を設定することはできないが、当該新株予約権付社債についての社債が消滅した場合は、この限りでない。

【No. 34】 株主による訴訟に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. 株主は、会社法に定める責任追及等の訴えに係る訴訟に勝訴したとしても、当該訴訟に関する必要な費用及び弁護士報酬について、株式会社に対して支払を請求することはできない。
- イ. 株主は、株式会社が当該株主の請求にもかかわらず 60 日以内に会社法に定める責任追及等の訴えを提起しない場合にのみ、当該訴えを提起することができる。
- ウ. 監査役が二人以上ある監査役設置会社は、各監査役の同意を得た場合、被告となった取締役を補助するために、株主が提起した会社法に定める責任追及等の訴えに係る訴訟に参加することができる。
- エ. 株主は、他の株主に対する株主総会の招集手続の瑕疵を理由に、当該株主総会の決議取消しの訴えを提起することができる。
- オ. 株主による役員選任の株主総会決議取消しの訴えの係属中に、当該決議によって選任された役員が全て任期満了により退任し、その後の株主総会決議によって役員が新たに選任され、その結果、取消しを求める選任決議に基づく役員が現存しなくなったとしても、特別の事情のない限り、当該株主の訴えの利益は失われない。

1. ア、イ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. ウ、エ
5. エ、オ

【No. 35】 未遂犯に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

- ア. Aは、深夜、窃盗の目的で電器店に侵入し、懐中電灯で真っ暗な店内を照らしたところ、前方に電気器具類が積んであることを認識したが、なるべく現金を盗みたいと考え、左方に発見したレジの前まで歩いて行ったが、店主に発見されたことからレジに触れることなく逃走した。この場合、Aに窃盗罪の実行の着手は認められない。
- イ. Aは、保険会社から保険金をだまし取る目的で火災保険に加入し、保険の目的物である家屋に放火してこれを焼損したが、保険会社に保険金の支払を請求しなかった。この場合、Aに詐欺罪の実行の着手は認められない。
- ウ. Aは、自動車内でBにクロロホルムを吸引させて失神させた上、約2キロメートル離れた港までBを運び、自動車ごと海中に転落させて溺死させようという計画の下、Bにクロロホルムを吸引させたところ(第1行為)、Bが動かなくなったので、そのまま港に運んで自動車ごと海中に転落させた(第2行為)が、Bは、第2行為の前の時点で第1行為により死亡していた可能性があった。この場合、第1行為に成功したときにそれ以降の殺害計画を遂行する上で障害となるような特段の事情が存しなかったとしても、第1行為を開始した時点でAに殺人罪の実行の着手は認められない。
- エ. Aは、Bを脅迫しようと考え、B宅の郵便受けに脅迫文を投函したが、Bはこれに気付かず、脅迫の事実を認識するに至らなかった。この場合、脅迫罪には未遂犯処罰規定はなく、Aが脅迫未遂罪で処罰されることはない。
- オ. Aは、強盗の予備をしたが、自己の意思により強盗の実行に着手しなかった。この場合、Aには中止未遂の規定が準用され、その刑が減輕され又は免除される。

1. ア、エ
2. ア、オ
3. イ、ウ
4. イ、エ
5. エ、オ

【No. 36】 被害者の承諾に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. Aは、交際相手のBに交際の解消を持ちかけたところ、Bがこれに応じなかったことから、Bと心中するつもりがないにもかかわらず、Bに対して、「私もBの後を追って死ぬから一緒に死のう」と言い、その旨誤信して死を決意したBに致死量の毒薬を与え、それを飲ませてBを死亡させた。この場合、Aに自殺関与罪が成立する。
2. Aは、過失による自動車衝突事故を装って保険金をだまし取ろうと考え、自動車衝突事故を装って傷害を負わせることについてBの承諾を得て、Bの乗車する自動車に故意にAが運転する自動車を衝突させてBに傷害を負わせた。この場合、Aに傷害罪は成立しない。
3. Aは、Aが経営する店に住み込みで働かせていたBが逃げ出したことから、Bの意思に反してBを連れ戻すため、Bに対し、「入院中のBの母のところに自動車で連れて行く」旨の嘘を言い、その旨誤信したBを、Aが運転する自動車に乗車させ、同店に向けて、同車を時速約40キロメートルの速さで約12キロメートル疾走させた。この場合、Aに監禁罪が成立する。
4. 20歳のAは、14歳のBの同意を得て、Bと性交した。この場合、Aに不同意性交等罪は成立しない。
5. Aは、Bの承諾を得て、BがAの腕時計を盗んだ旨の虚偽の事実を警察官に申告し、処罰を求めた。この場合、Aに虚偽告訴罪は成立しない。

【No. 37】 強盗の罪及び恐喝の罪に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

ア. Aは、B宅で指輪を窃取し、その後もB宅の天井裏に潜んでいたところ、窃取の約1時間後に帰宅したBから、窃盗の被害に遭ったこと及びその犯人が天井裏に潜んでいることを察知され、窃取の約3時間後にBの通報により駆け付けた警察官Cに発見されたことから、逮捕を免れるため、殺意をもって、出刃包丁でCの腹部を刺したが、Cに傷害を負わせるにとどまった。この場合、Aには事後強盗殺人未遂罪が成立する。

イ. Aは、夜間、X県内で強盗を行い、これによって得た物を舟で運搬し、翌日の夜、X県から50キロメートル以上離れた隣県のY市で陸揚げしようとしたところ、警察官Bに発見され、逮捕を免れるためにBに暴行を加え、Bを負傷させた。この場合、AのBに対する暴行は、強盗を完遂しようとする過程で行われたものであり強盗の機会にされたものといえるから、Aには強盗致傷罪が成立する。

ウ. Aは、Bから生活費等を借り入れたものの、その後返済をせず、Bから再三その返済を督促されていたところ、当該借り入れについて、証書もなくその内容は明確でなく、Bが死亡すればA以外にその詳細を知る者がいないことから、Bを殺害して債務の履行を免れようと考え、Bを殺害した。この場合、法律上はBの相続人が引き続きAに対し債務の履行を求めることができるから、Aは財産上不法の利益を得ておらず、Aには強盗殺人罪ではなく殺人罪が成立するにとどまる。

エ. Bの犯罪事実を知るAは、これをを利用して、Bに対し、当該犯罪事実を捜査機関に申告する旨を告げてBを畏怖させ、口止め料として金品を提供させた。この場合、恐喝罪における脅迫の内容をなす害悪は、必ずしもそれ自体違法であることを要しないから、Aには恐喝罪が成立する。

オ. Bに対する2万円の債権を有していたAは、取立てに当たり、Bに対し、BがAの要求に応じないときはBの身体に危害を加えるような態度を示し、かつ、「俺の顔を立てろ」などと申し向けたところ、Bは、要求に応じなければ自己の身体に危害を加えられるかもしれないと畏怖し、Aに6万円を交付した。この場合、Aの行為は、権利行使の手段として社会通念上一般に忍容すべきものと認められる程度を逸脱しているから、Aには当該債権の範囲を超える4万円の限度で恐喝罪が成立する。

1. ア、イ
2. ア、エ
3. イ、ウ
4. ウ、オ
5. エ、オ

【No. 38】 賃金に関するア～オの記述のうち、判例に照らし、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 有期契約労働者と無期契約労働者との個々の賃金項目に係る労働条件の相違が不合理なものとして労働契約法に違反する場合、同法の私法上の効力により、当該有期契約労働者の労働条件は、当然に比較の対象である無期契約労働者の労働条件と同一のものとなる。
- イ. 賃金全額払の原則は、使用者が労働者に対して有する債権をもって労働者の賃金債権と相殺することを禁止する趣旨を含むが、労働者が当該相殺に同意する可能性があることを認めるに足りる合理的な理由が客観的に存在するときは、当該相殺は、同原則に反しない。
- ウ. 労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由」とは、使用者の故意、過失又は信義則上これと同視すべき事由よりも広いが、使用者側に起因する経営、管理上の障害までは含まない。
- エ. 実作業に従事していない仮眠時間が労働基準法上の労働時間に当たるとしても、当然に労働契約に基づく賃金請求権が発生するものではなく、当該仮眠時間が賃金支払の対象とされるかどうかは、当該労働契約において仮眠時間に對していかなる賃金を支払うものと合意されているかによって定まる。
- オ. 労働基準法第37条は、同条等に定められた方法により算定された額を下回らない額の割増賃金を支払うことを義務付けるにとどまり、使用者が、労働契約に基づき、同条等に定められた方法以外の方法により算定される手当を時間外労働等に対する対価として支払うこと自体が直ちに同条に反するものではない。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、エ
4. ウ、オ
5. エ、オ

(参考) 労働基準法

(休業手当)

第26条 使用者の責に帰すべき事由による休業の場合においては、使用者は、休業期間中当該労働者に、その平均賃金の百分の六十以上の手当を支払わなければならない。

【No. 39】 懲戒処分に関する次の記述のうち、判例に照らし、最も妥当なのはどれか。

1. 会社が企業運営の刷新を図るため従業員に対し職場規則の遵守や信賞必罰の趣旨を強調していた時期に、従業員が他人の居宅に入り込み、住居侵入罪で処罰された場合、当該行為が会社の業務等に関係のない私生活の範囲内で行われ、受けた刑罰も軽微な程度にとどまり、当該従業員の会社における職務上の地位も指導的なものではなかったとしても、当該行為は、会社の就業規則に定める「不正不義の行為を犯し、会社の体面を著しく汚した」という懲戒解雇事由に当たる。
2. 労働者の配布したビラの内容が、大部分事実に基づかず、又は事実を誇張歪曲して会社を非難攻撃し、誹謗中傷するもので、当該ビラの配布により労働者の会社に対する不信感を醸成して企業秩序を乱し、又はそのおそれがあった場合であっても、当該ビラの配布が就業時間外に職場外において職務遂行に関係なく行われたものであるときは、会社が就業規則に定める懲戒事由の一つである「その他特に不都合な行為があったとき」に当たるとして労働者を懲戒としてけん責することは、懲戒権者に認められる裁量権の範囲を逸脱するものである。
3. 従業員が職場で上司に対する暴行事件を起こしたことなどが就業規則所定の懲戒解雇事由に該当するとして、使用者が捜査機関による捜査の結果を待った上で当該事件から7年以上経過した後に諭旨退職処分を行った場合において、当該事件には目撃者がおり、捜査の結果を待たずに使用者において処分を決めることができたと可能であったと考えられ、また、当該諭旨退職処分がされた時点で企業秩序維持の観点から重い懲戒処分を行うことを必要とするような状況にはなかったなどの事情が認められるときは、当該諭旨退職処分は、権利の濫用として無効である。
4. 使用者が、雇用契約締結に先立ち、雇用しようとする労働者に対し、その労働力評価に直接関わる事項だけでなく、職場への適応性や貢献意欲など企業秩序の維持に関する事項についても必要かつ合理的な範囲内で申告を求める場合には、当該労働者は、信義則上、真実を告知すべき義務を負う。また、経歴の詐称は、使用者との信頼関係を損なうものではあるが服務規律や企業秩序の侵犯に当たるとはいえないから、使用者が、これを理由に、雇い入れた労働者を解雇することはできない。
5. 使用者が労働者に対して行う懲戒は、労働者の企業秩序違反行為を理由として、一種の秩序罰を課するものであるから、具体的な懲戒の適否は、その理由とされた非違行為との関係において判断されるべきものであるが、経歴を詐称する行為は、使用者の経営に支障を生じさせるおそれが少なくなく、その企業秩序を著しく害するものであって、これを回復するには、不正な行為により生じた雇用関係を解消する以外の方法によっては困難であるから、懲戒当時に使用者が労働者の経歴詐称の事実を認識していなかったとしても、その事実の存在をもって当該懲戒の有効性を根拠付けることができる。

【No. 40】 労働組合に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。ただし、争いのあるものは判例の見解による。

1. いわゆるチェック・オフ協定が締結されていれば、一部の組合員が、チェック・オフに反対し、賃金から組合費を控除し組合費を労働組合に引き渡すことについて使用者に委任していない場合であっても、使用者は、全ての組合員の賃金からチェック・オフをすることができる。
2. いわゆるユニオン・ショップ協定は、労働者の労働組合に加入しない自由を侵害するものであるため、無効である。
3. 労働組合の活動は、その目的が団体交渉の対象となるべき事項である場合にのみ正当に行われたものとして憲法の保障を受けるため、労働組合が行う政治活動に正当性が認められることはない。
4. ホテル業を営む会社の従業員で組織する労働組合が、ホテル内において就業時間中に組合員たる従業員が各自「要求貫徹」等と記入したリボンを着用するというリボン闘争を実施した場合において、その目的が、主として、結成後3か月の同組合の内部における組合員間の連帯感ないし仲間意識の昂揚、団結強化への士気の鼓舞という効果を重視し、同組合自身の体造りをすることにあったなどの事情があるときは、当該リボン闘争は、就業時間中の組合活動であって、労働組合の正当な行為に当たらない。
5. 労働組合が法人格を有するか否かにかかわらず、労働組合の財産は組合員の総有に属し、労働組合を脱退する組合員は組合財産について分割請求することができないため、組合員が集団で脱退し新組合を結成した場合でも、組合財産の分割請求を認める余地はない。

【No. 41】 国家管轄権に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. ローチュス号事件(注1)において、常設国際司法裁判所は、国がその立法管轄権や裁判管轄権を領域外の事象に対して行使することは、領域主権の原則の下で一般的に禁止されており、そうした管轄権行使を合法と認める特別な国際法規則が存在する場合に限って例外的に許容されると判示した。
- イ. 自国領域内に所在する外国政府の財産に対して差押えなどの強制執行措置をとることは、外国政府に対して裁判権を行使するよりもさらに権力性の強い行為であるため、外国政府による当該財産の使用目的が主権的なものであるか商業的なものであるかにかかわらず、直ちに国際法上の主権免除規則に違反する。
- ウ. 一般国際法上、ある国の国内管轄事項に対して他国が命令的介入を図ることは違法であると理解されており、ニカラグア事件(注2)において、国際司法裁判所は、一国が他国への強制の意図をもって、当該他国の政府を打倒する目的を持つ武装集団を援助するような行為も、違法な干渉を構成すると判示した。
- エ. 国連海洋法条約(注3)上、沿岸国は、自国の領海を通航中の外国商船内で行われた犯罪行為に關し、一定の条件を満たす場合には、いずれかの者を逮捕し又は捜査を行うために刑事裁判権を行使することができる。
- オ. 外交関係条約(注4)上、外交官は原則として接受国の刑事裁判権から免除されるが、同条約が定める一定の重大犯罪に關与した疑いのある外交官については、接受国が派遣国に対して、当該外交官がペルソナ・ノン・グラータ(好ましからざる人物)であると通告することを条件として、接受国による刑事裁判権の行使が認められる。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

(注1) ローチュス号事件とは、「ローチュス号事件(常設国際司法裁判所)1927年9月7日判決」を指す。

(注2) ニカラグア事件とは、「ニカラグアにおける及び同国に対する軍事的・準軍事的活動事件(国際司法裁判所、ニカラグア対米国)1986年6月27日判決」を指す。

(注3) 国連海洋法条約とは、「海洋法に関する国際連合条約」(1982年採択)を指す。

(注4) 外交関係条約とは、「外交関係に関するウィーン条約」(1961年採択)を指す。

【No. 42】 外交的保護権に関するア～オの記述のうち、妥当なもののみを挙げているのはどれか。

- ア. 国家は、外国において自国民が身体・財産に対する損害を被ったときは、外交的保護権を行
使して、その問題を取り上げて当該外国に賠償請求を行うことも、また、適当な場合には、こ
れを国際裁判に訴えることもできる。実際に国際裁判等を経て、当該外国から金銭賠償を得た
ときは、被害者である自国民にそれを全額引き渡す国際法上の義務がある。
- イ. ノッテボーム事件(注1)において、国際司法裁判所は、重国籍を持つ者については、その
者と「真正な結合関係」を有する国家のみが外交的保護権を行使し得ると判示し、重国籍者で
あったノッテボーム氏の国籍国の一つが提起した外交的保護権に基づく訴えについて、請求の
受理可能性を否定した。
- ウ. バルセロナ・トラクション会社事件(注2)において、国際司法裁判所は、会社に対する外
交的保護権については、原則として当該会社の設立準拠法國であり、かつ、登録事務所が所在
する国が行使し得るが、それと同時に、当該会社の株主の国籍国も一般に外交的保護権を行
使することができると判示した。
- エ. インターハンデル事件(注3)において、国際司法裁判所は、国家が外交的保護権を行使す
るために、それに先立って被害者自身が被害発生国において利用可能な国内的救済手続を全
て尽くさなければならず、これは、慣習国際法において十分に確立した原則であると判示した。
- オ. ある領域国と外国人との契約において、当該外国人がその本国政府の外交的保護を求める
ことを約束する条項を一般にカルボ条項という。テキサス北米浚渫会社事件(注4)において、
メキシコ＝米国一般請求権委員会は、外国人が領域国との契約でカルボ条項の内容を約束する
ことは違法ではないが、国際法違反によって自国民が損害を被ったときに国際的な救済を求める
本国政府の権利を奪うことはできないとした。

1. ア、イ
2. ア、ウ
3. イ、オ
4. ウ、エ
5. エ、オ

(注1) ノッテボーム事件とは、「ノッテボーム事件(国際司法裁判所、リヒテンシュタイン対グ
アテマラ)1955年4月6日判決」を指す。

(注2) バルセロナ・トラクション会社事件とは、「バルセロナ・トラクション会社事件(国際司
法裁判所、ベルギー対スペイン)1970年2月5日判決」を指す。

(注3) インターハンデル事件とは、「インターハンデル事件(国際司法裁判所、スイス対米国)
1959年3月21日判決」を指す。

(注4) テキサス北米浚渫会社事件とは、「テキサス北米浚渫会社事件(メキシコ＝米国一般請求
権委員会)1926年3月31日決定」を指す。

【No. 43】 国際刑事法に関するア～エの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- ア. 冷戦終結後に、国連総会決議によって設置された旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所やルワンダ国際刑事裁判所と、ローマ規程(注)により常設の裁判所として設置された国際刑事裁判所(ICC)は、いずれも補完性の原則を採用しており、第一義的には、関係国家の国内裁判所が対象事件について裁判権を行使することを優先している。
- イ. ローマ規程がICCの管轄する犯罪として規定しているもののうち、集団殺害犯罪については、同犯罪が成立するためには、特定の国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団に属する個人に対して危害を加える故意が存在すればよく、その集団自体を破壊する意図の立証までは求められない。
- ウ. ICCが管轄権を行使し得る根拠の一つとして、国連憲章第7章の決議に基づくICC検察官への事態の付託がある。かかる付託がなされた場合には、ローマ規程の非締約国の国民に対してもICCが管轄権を行使することが可能となる。
- エ. ローマ規程上、ICCの検察官は、自己の発意により捜査を開始することができ、その際にICCの予審裁判部から許可を得ることは必要とされていない。一方、実際にこれまで検察官が自己の発意による捜査に着手したことなく、検察官の独立性の強化が課題となっている。

1. ア
2. イ
3. ウ
4. エ
5. ア、イ

(注) ローマ規程とは、「国際刑事裁判所に関するローマ規程」(1998年採択)を指す。

【No. 44】 ある消費者は、一定の所得の下、効用が最大となるようにX財とY財の消費量を決める。

この消費者の効用関数は以下のように与えられる。

$$u = x + 2\sqrt{y}$$

(u : 効用水準、 x : X財の消費量、 y : Y財の消費量)

ただし、 $x \geq 0$ 、 $y \geq 0$ である。

また、X財の価格は800円、Y財の価格は200円であるとする。

このとき、①所得が4000円であるときのY財の消費量と②所得が3000円であるときのY財の消費量の組合せとして最も妥当なのはどれか。

- | | ① | ② |
|----|----|----|
| 1. | 16 | 12 |
| 2. | 16 | 15 |
| 3. | 16 | 16 |
| 4. | 18 | 15 |
| 5. | 18 | 16 |

【No. 45】 財の供給に関して価格支配力を持つ独占企業について考える。この企業が生産する財に対する市場の需要関数は以下のように与えられる。

$$D = 120 - p$$

(D : 需要量, p : 価格)

また、この企業の費用関数は以下のように与えられる。

$$C = \frac{1}{4}x^2$$

(C : 総費用, x : 生産量)

この企業が市場における供給を独占することによって生じる死荷重の大きさとして最も妥当なのはどれか。

1. 384
2. 512
3. 576
4. 768
5. 1152

【No. 46】 ある国の消費が恒常所得仮説に基づいて決まるものとする。この国のマクロ経済モデルは以下のように与えられる。

$$\text{財市場均衡条件: } Y = C + I + G$$

$$\text{消費関数: } C = 0.75Y^P$$

$$\text{恒常所得: } Y^P = 0.8Y + 0.2Y_{-1}$$

$$\text{投資関数: } I = 120 - 2000r$$

$$\text{貨幣市場均衡条件: } M = L$$

$$\text{貨幣需要関数: } L = 0.8Y - 4000r$$

ここで、 Y は今期の国民所得、 G は政府支出、 Y_{-1} は前期の国民所得、 r は利子率、 M は貨幣供給量であり、物価水準を 1 とする。また、前期の国民所得 Y_{-1} は 200 であった。

いま、政府・中央銀行は財政・金融政策により、今期の国民所得 Y を前期の国民所得 Y_{-1} より 50 だけ増やす目標を立てた。この目標を達成する政府支出 G と貨幣供給量 M の組合せとして最も妥当なのは次のうちではどれか。なお、このモデルにおいて、 Y_{-1} 以外の変数は今期の値を示すものとする。

1. $(G, M) = (20, 25)$
2. $(G, M) = (25, 20)$
3. $(G, M) = (30, 40)$
4. $(G, M) = (40, 10)$
5. $(G, M) = (45, 15)$

【No. 47】 ある財について、納税義務者を企業として従量税が課されるとき、完全競争市場における家計の需要の価格弾力性、企業の供給の価格弾力性と租税負担に関する以下の文章の ア ~ エ に当てはまるものの組合せとして最も妥当なのはどれか。ただし、需要曲線及び供給曲線については、横軸に数量、縦軸に価格をとるものとする。

需要の価格弾力性がゼロであり、供給曲線が右上がりの形状であるとき、租税負担は全て ア が負うことになり、このとき、超過負担(死荷重)は イ。また、供給の価格弾力性がゼロであり、需要曲線が右下がりの形状であるとき、租税負担は全て ウ が負うことになり、このとき、超過負担(死荷重)は エ。

- | | ア | イ | ウ | エ |
|-------|------|----|------|---|
| 1. 家計 | 生じる | 企業 | 生じる | |
| 2. 家計 | 生じない | 企業 | 生じる | |
| 3. 家計 | 生じない | 企業 | 生じない | |
| 4. 企業 | 生じる | 家計 | 生じる | |
| 5. 企業 | 生じない | 家計 | 生じない | |

【No. 48】 我が国の財政制度に関するA～Eの記述のうち、妥当なもののみを全て挙げているのはどれか。

- A. 国が発行する債券である国債は、普通国債と財投債に大別される。普通国債には、建設国債、赤字国債、借換債などが含まれ、その利払・償還財源が主として税財源等によって賄われる。一方、財投債は、利払・償還財源が主として財政融資資金の貸付回収金によって賄われる。
- B. 国会に提出された予算案は、まず衆議院の予算委員会で審議され、さらに本会議で審議、議決され、その後、参議院でも同様の手続を経る。参議院が衆議院と異なった議決をした場合には両院協議会を開くが、それでも意見が一致しないときは、衆議院で再議決されると衆議院の議決が国会の議決となる。また、参議院が衆議院の可決した予算案を受け取った後60日以内（国会休会中の期間を除く。）に議決しない場合は、衆議院の議決が国会の議決となり、このことを予算の自然成立と呼ぶ。
- C. 税は国税と地方税に分けられ、国税には、所得税、法人税、相続税などが含まれ、地方税には住民税、固定資産税、酒税などが含まれる。また、地方公共団体は国から財政移転を受けており、このうち、地方交付税交付金は使途を特定したものであり、国庫支出金は使途を特定しないものである。
- D. 政府が国会に提出する予算の内容は、予算総則、歳入歳出予算、継続費、国庫債務負担行為などからなる。このうち、国庫債務負担行為とは、工事、製造その他の事業で、完成に数会計年度を要するものについて、経費の総額及び年割額（毎年度の支出見込額）を定め、あらかじめ国会の議決を経て、数年度にわたって支出するものである。
- E. 納税義務者と担税者が一致することを立法者が予定している税を直接税という。直接税のうち所得税は、課税所得金額に対して課される税である。課税所得金額は、まず、収入金額から必要経費などを減じて所得金額を算出し、さらに、所得金額から所得控除額を減ずることで求められる。

1. A、C
2. A、C、D
3. A、E
4. B、D
5. B、D、E

【No. 49】 我が国の財政の状況に関する次の記述のうち、最も妥当なのはどれか。

1. 一般会計における税収と歳入総額について当初予算ベースでみると、平成 2 (1990) 年度では税収が約 40 兆円、歳入総額が約 66 兆円であり、その差は約 26 兆円であったが、平成 21 (2009) 年度では税収が約 60 兆円、歳入総額が約 75 兆円となり、その差は約 15 兆円に縮小した。
2. 一般会計歳出の主要経費について、平成 2 (1990) 年度と令和 6 (2024) 年度を当初予算ベースで比較すると、社会保障関係費は約 1.8 倍になっているのに対し、国債費は 3 倍以上となっている。
3. 国の普通国債残高についてみると、平成 20 (2008) 年度末では 900 兆円程度であったが、令和 4 (2022) 年度末では 1400 兆円を上回っている。また、普通国債の金利についてみると、平成 12 (2000) 年度以降、令和 4 (2022) 年度現在まで 0.2~0.5 % の水準で推移している。
4. 租税負担額、社会保障負担額及び財政赤字額の合計の国民所得に対する比率である国民負担率についてみると、平成 12 (2000) 年度以降では 50 % を上回って推移しており、令和 4 (2022) 年度現在では 65 % を超えている。
5. 2008 年以降の債務残高の対名目 GDP 比について、一般政府 (中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの) ベースでみると、我が国は米国、英国、ドイツ、イタリアよりも高い水準で推移しており、2021 年現在では米国の 2 倍程度となっている。

C2-2025 法律 専門 (多肢選択式)

正答番号表

No	正答	No	正答	No	正答
1	2	21	3	41	4
2	5	22	5	42	5
3	5	23	3	43	3
4	4	24	1	44	2
5	1	25	4	45	4
6	3	26	2	46	3
7	2	27	5	47	3
8	3	28	1	48	3
9	5	29	2	49	5
10	1	30	3		
11	1	31	4		
12	2	32	3		
13	4	33	5		
14	1	34	4		
15	2	35	4		
16	5	36	3		
17	4	37	2		
18	3	38	5		
19	3	39	3		
20	5	40	4		